

事業計画（福島県南相馬市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	20地区海岸
被災した地区海岸数	7地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	4地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	7地区海岸

② 堤防高

平成23年10月8日に堤防高を公表※。

鹿島海岸 : T.P. 7.2m（対象：高潮）

原町海岸・小高海岸 : T.P. 7.2m（対象：高潮）

※公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、集団防災移転、防災林等他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成24年度における成果

- ・地区海岸において、本復旧工事に着工※した。

※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤平成25年度の成果目標

- ・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成24年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

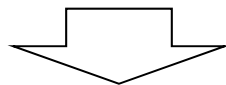
市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ (T.P)		応急 対策	復旧の予定						H24予算での 実施内容	H25年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
南相馬市	萱浜	225	堤防、消波工	6.20	7.20	—	H23.10	H23.11	策定済み	H24.2	着工済み	H26.3	完了予定	・本工事 ・用地買収	堤防工L=224m 消波工L=46.5m	
南相馬市	真野川漁港南右田	1,288	堤防	6.20	7.20	完了	H23.12	H25.3	策定中	H25.10	着工予定	H27.12	完了予定	・応急復旧 ・用地調査	協議設計解除申請 関係事業(河川、道路、防災 緑地など)協議 地元説明会	
南相馬市	真野川漁港鳥崎	1,377	堤防、離岸堤	6.20	7.20	完了	H23.12	H25.3	策定中	H25.10	着工予定	H27.12	完了予定	・応急復旧 ・用地調査	協議設計解除申請 関係事業(河川、道路、防災 林など)協議 地元説明会	
南相馬市	南海老	1,634	堤防、護岸、消波堤、離岸堤、人工リーフ	6.20	7.20	完了	H23.10	H25.3	策定中	H25.3	着工済み	H27.3	完了予定	・応急復旧 ・用地買収	・本工事(消波堤) ・背後地の土地利用計画と調 整を行った。	
南相馬市	北泉大磯	747	堤防、突堤、消波堤	6.20	7.20	—	H23.10	H25.3	策定中	H24.3	着工済み	H27.3	完了予定	・用地買収 ・本工事(消波堤)	・本工事(消波堤) ・背後地の土地利用計画と調 整を行った。	
南相馬市	洪佐萱浜	2,745	堤防、護岸、消波堤、人工リーフ	4.30～6.20	7.20	完了	H23.10	H25.3	策定中	H24.8	着工済み	H28.3	完了予定	・応急復旧 ・用地買収	・本工事(消波堤) ・背後地の土地利用計画と調 整を行った。	
南相馬市	雫	204	堤防、護岸、消波堤	6.20	7.20	—	H23.10	H25.3	策定中	H25.10	着工予定	H27.3	完了予定		背後地の土地利用計画と調 整を行った。	

福島県沿岸の地域海岸分割図

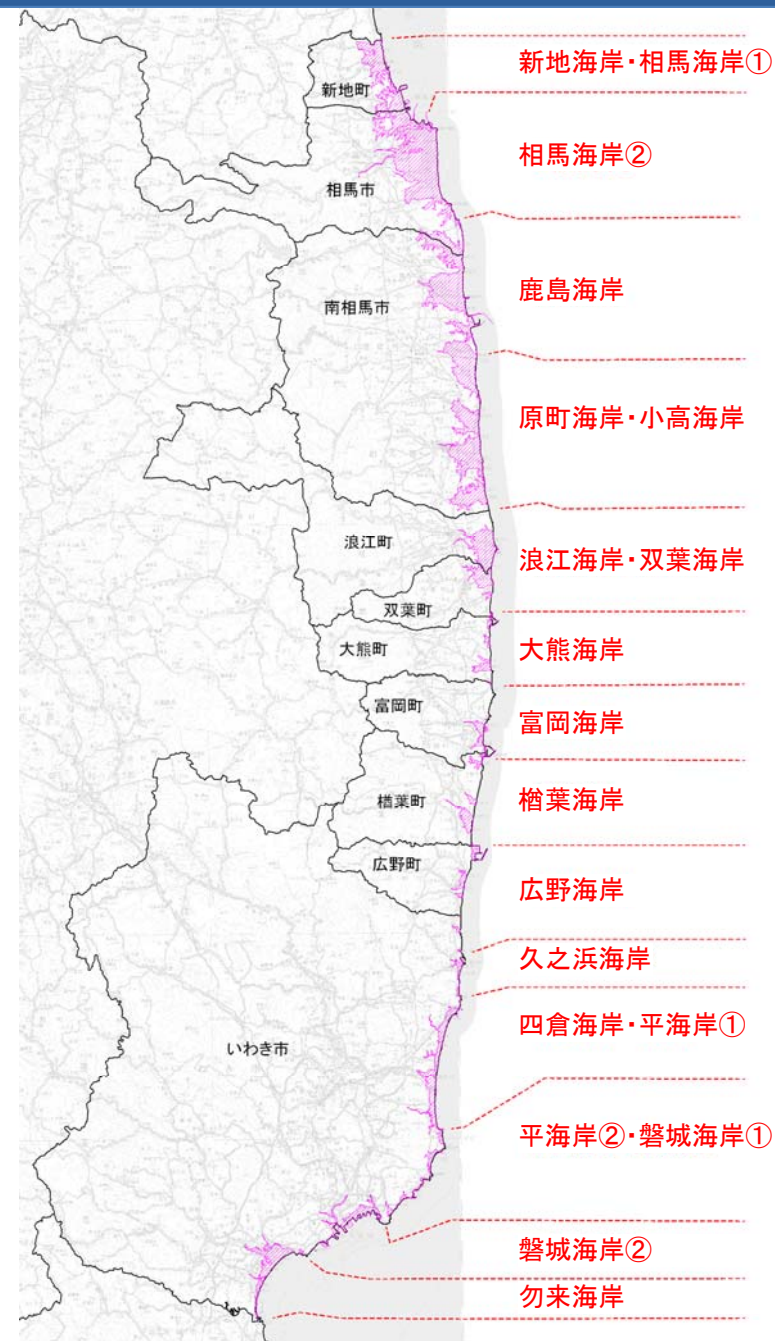
《福島県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 岩崖・岬、湾の形状、海岸線の向き等の自然条件から設定
- 2) 東北地方太平洋沖地震津波の浸水範囲から、連続した浸水範囲を同一の地域海岸として設定



福島県沿岸を14の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系新田川水系など※¹の県管理区間では、全箇所※²の災害査定を完了し、25箇所※³で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い2箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成24年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った16箇所着手し完了。うち、6箇所完了。

なお、南相馬市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 平成25年度に、新たに9箇所本復旧に着手予定（累計25箇所）。

平成25年度内に5箇所（累計21箇所）で本復旧完了予定。

また、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③ 平成24年度までの成果

- ・全箇所（25箇所）で災害査定を完了
- ・16箇所本復旧に着手
- ・16箇所本復旧を完了

- ④ 平成25年度の成果目標

- ・新たに、9箇所本復旧に着手予定（累計25箇所）。
- ・本復旧の完了予定は、以下の通り

平成25年度末まで : 5箇所（累計21箇所）

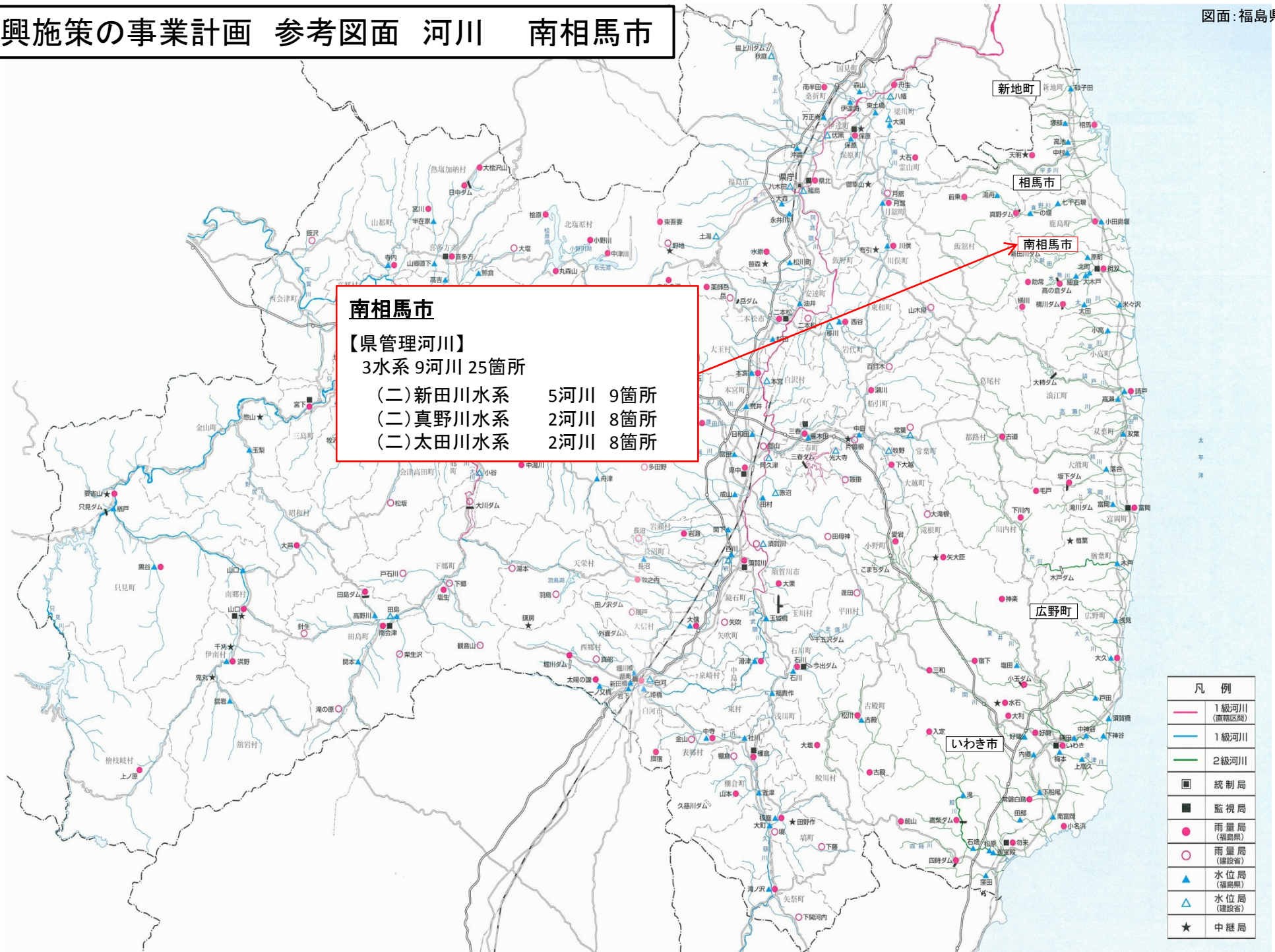
※1 位置図を参照

※2 福島第一原子力発電所事故に伴って警戒区域が設定された地域等を除く。

※3 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 南相馬市

図面:福島県提供



3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により 1,410ha の農地及び排水機場等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○応急復旧状況

基幹的排水施設である八沢、金沢排水機場等 4 排水機場について実施済み。

○本格的な復旧

復興計画を踏まえ、概ね 6 年以内の完了を目指す。

排水機場については、平成 26 年度末までの復旧完了を目指す。

③ 農地の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

○平成 24 年度から営農が可能な農地 約 83ha

○平成 25 年度から営農が可能な農地 約 193ha

○平成 26 年度からの営農再開を目指す農地 約 14ha

○平成 27 年度以降の営農再開を目指す農地 約 924ha

（ 現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。 ）

④ 区画整理等検討状況

金沢・北泉地区等において、事業計画作成を終え、実施に向けた土地改良法手続きを進めているところ。

右田・海老地区等において、事業計画作成を終え、実施に向けた土地改良法手続きを始めようとしているところ。

4. 海岸防災林の再生

① 箇所名： 鹿島、原町、小高

② 被災状況

林帯地盤 56ha が地震により地盤沈下するとともに、津波により大きく浸食された。
また、森林 56ha が津波により流失した。

③ 事業計画の内容

被災した林帯地盤については治山施設災害復旧事業により復旧する。
流失した森林は、防災林造成事業により整備を行う。

④ これまでの実施状況と今後の予定

被災した林帯地盤については平成 24 年度までに災害査定を完了し、関連する他事業と調整中。また、当該箇所は、震災ガレキ仮置場として利用されていることから、林帯地盤の復旧工事は仮置き場利用完了後の平成 26 年度の着手し、平成 27 年度の完了を目指す。

流失した森林については、平成 24 年度までに被害状況の現況調査を実施した。今後、南相馬市で策定中の復興整備計画の内容を踏まえて森林造成の範囲や苗木の植栽等、森林造成の事業計画を作成する。林帯地盤の復旧工事が完了した箇所から順次、苗木の植栽を行うこととしており、平成 24 年度に着手し、平成 32 年度の完了を目指す。

⑤ 平成 24 年度における成果

治山施設災害復旧事業： 被災した林帯地盤について平成 24 年度までに災害査定を完了した。

防災林造成事業： 海岸防災林の被害状況について現況調査を実施。南相馬市の復興整備計画を踏まえ、森林造成の事業計画を作成。

⑥ 平成 25 年度における成果目標

治山施設災害復旧事業： 林帯地盤の盛土 5 ha

防災林造成事業： 用地取得後に植生基盤の復旧に着手。

5. 漁港

① 被害状況

漁港数：1 漁港

被災漁港数：1 漁港

② スケジュール

南相馬市内の真野川漁港において、平成24年度末時点で、潮位によっては、岸壁の使用が可能となっている。

今後、平成25年度までに主要な漁港施設の復旧の完了を目指し、平成27年度までに、その他の漁港施設の復旧の完了を目指す。

6. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<南相馬市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の 23 校について、以下のとおり早急の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる 13 校については、平成 23 年度内に事業着手し、平成 24 年度中に復旧した。うち旧緊急時避難準備区域にある 1 校については、原発事故により使用できなくなったため、平成 23 年度中の除染完了まで、応急仮設校舎を使用した。平成 25 年度に繰り越した鹿島中については、25 年 4 月中の復旧完了を目指す。
- 津波被害を受けた真野小学校については、平成 23 年度中に応急仮設校舎を建設した。また地域の集落移転や地域の要望を勘案し、平成 26 年度に鹿島小学校へ統合する方針を示した。
- 原発事故により使用できなくなった 11 校については、平成 23 年度中に応急仮設校舎を建設したほか、30km 圏外の小中学校の特別教室等を普通教室として使用した。

うち旧緊急時避難準備区域にある 2 校については、平成 23 年度中の除染完了まで、応急仮設校舎を使用した。

うち 20km 圏内の 9 校については、公益立ち入りにより平成 23 年度に現地の被害調査等を実施し、平成 24 年度中に設計を完了し、警戒区域の見直し措置後、復旧工事を開始した。復旧完了については、25 年 8 月中を目指す。福浦小学校プールや屋内運動場、及び金房小学校屋内運動場については、耐震性の観点から、改築等の大規模な復旧が必要なため、学校再開の時期を見極めながら、復旧時期を検討していく。

<県立学校>

南相馬市に所在する県立学校で、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請し、または申請予定の 4 校について、以下のとおり早期復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる原町高校及び相馬農業高校の 2 校については、所在する地域が原子力災害による緊急時避難準備区域の設定を受けたことから、臨時措置として応急仮設校舎となる相馬高校サテライト校やサテライト協力校

を設置し授業を行っていたが、平成 23 年 9 月 30 日に緊急時避難準備区域が解除されたことから、自校での授業を再開し、平成 24 年 5 月までに復旧完了した。

- 小高商業高校及び小高工業高校の 2 校については、所在する地域が原子力災害による警戒区域の設定を受けたことから、応急仮設校舎の設置やサテライト協力校により授業を行っているが、警戒区域の見直し措置後、被災箇所を調査済みであり、復旧工事に着手する。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した幼稚園 2 園、高等学校 1 校については、以下のとおり、平成 23 年度中に復旧を完了した。

- 較的軽微な被害に留まる幼稚園 2 園について、平成 23 年度内に復旧を完了した。
- 校庭園庭の土壌処理については、上記の幼稚園 1 園、高等学校 1 校について、平成 23 年度内に復旧を完了した。
- なお、避難指示解除準備区域内にある幼稚園 1 園については、現在休園しており、復旧の見込みが立っていない。

② 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

＜南相馬市立社会教育施設＞

- 甚大な被害を受けた原町生涯学習センター（南相馬市文化センター）については、平成 24 年度に解体完了。
- 鹿島体育館、牛島体育館については、平成 24 年度に解体完了。なお、鹿島体育館については、平成 25 年度に建設場所を含めて再建の方向性を示す。
- みちのく鹿島球場については、平成 25 年度に被害調査及び実施設計を行い、平成 26 年度に復旧工事に着工し、平成 27 年 3 月末までに完了、平成 27 年 4 月の再開を目指す。
- 旧警戒区域内の社会教育施設等（小高生涯学習センター「浮舟文化会館」、小高コミュニティセンター、南相馬市就業改善センター）、社会体育施設（小高体育センター及び運動場 4 施設）については、平成 24 年度前期に被害調査及び実施設計を行い、後期から復旧工事に着工し、平成 25 年 8 月までの完了を目指す。

なお、除染や上下水道等インフラの復旧の状況により、施設の再開時期を検討する。

7. 災害廃棄物の処理

① 推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物等約 1,680 千トン（災害廃棄物が約 655 千トン、津波堆積物が約 1,025 千トン）発生。

② 搬入状況について

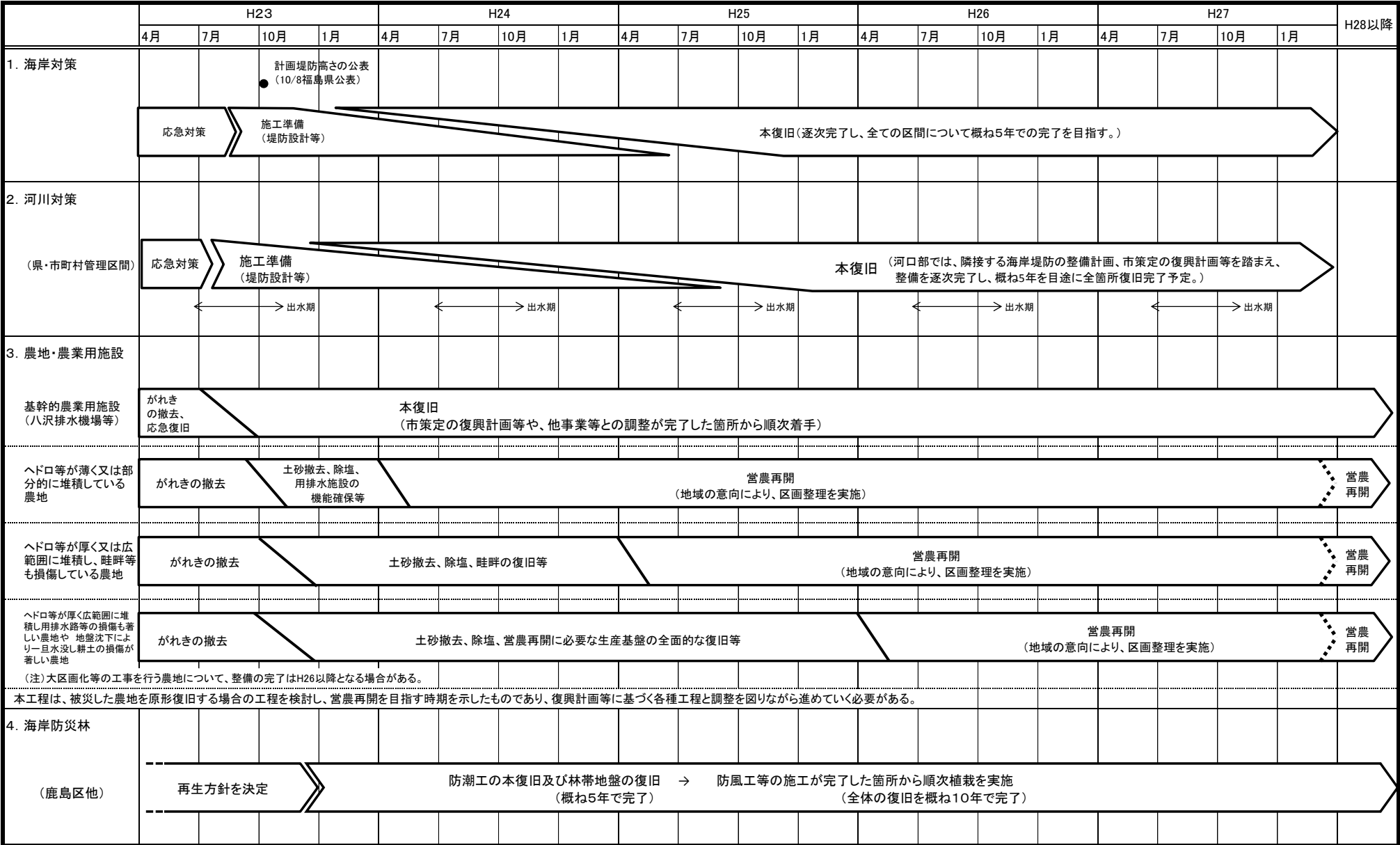
現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物（損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物を含む。）、津波堆積物についても、平成 25 年 3 月末現在、災害廃棄物約 581 千トン（推計量の 89%）、津波堆積物約 474 千トン（推計量の 46%）を仮置場へ搬入済み。損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物および未搬入となっている災害廃棄物については、目標期間内に処理完了できるように調整しつつ実施中であるものの、仮置場が狭小であったため、昨年度末に新たに確保を行ったことから、それぞれ仮置場への移動を平成 26 年 3 月までを目途に完了させる。津波堆積物についても、同様に確保した仮置場への移動を同年同月までを目途に完了させる。

③ 処理状況と処理完了目標について

平成 25 年 3 月末現在、災害廃棄物約 83 千トン（推計量の 13%）の処理を実施、津波堆積物についてはまだ実施していない。

中間処理・最終処分については、木質系は燃料として処分しつつ、仮設焼却炉の設置及び稼働による処理も踏まえ、適正な処理により速やかに処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(福島県南相馬市)



	H23				H24				H25				H26				H27				H28以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
5. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網																					
(1) 漁港																					
																				</	

	H23				H24				H25				H26				H27				H28以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
<私立学校>																					
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																				
校庭・園庭の土壌処理事業		1μ Sv以上の学校の土壌処理																			
旧警戒区域(避難指示解除準備区域)の学校の復旧	除染・校舎等の本格復旧																				
		※ 現段階では見込みが立てられず。																			
○公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)																					
<文化施設>																					
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧																				
<市立社会教育施設>																					
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧																				
甚大な被害を受けた社会教育施設の解体	危険施設の解体																				
		施設再建・移転の検討						既存施設への移転													
	施設の本格復旧																				
警戒区域の社会教育施設の復旧	※警戒区域内の小高生涯学習センター「浮舟文化会館」、小高コミュニティセンター、小高就業改善センターについては、24年度前期に実施設計、後期から復旧工事に着工し、25年8月末までの完了を目指す。 なお、除染や上下水道のインフラ整備などの状況により、再開時期を検討する。																				

	H23				H24				H25				H26				H27				H28以降			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月				
<市立社会体育施設>																								
比較的軽微な被害に留まる社会体育施設の復旧	施設の本格復旧																							
甚大な被害を受けた社会体育施設の復旧	危険施設の解体(鹿島体育館・牛島体育館)								施設の再建検討(鹿島体育館)															
									施設の本格復旧(みちのく鹿島球場)															
	※地震・津波により被害を受けた鹿島体育館、牛島体育館については、24年度中に解体完了。鹿島体育館の再建については、建設場所を含め、現在検討中。みちのく鹿島球場については、25年度に実施設計、26年度から工事着工し、27年度3月末までの完了を目指す。																							
警戒区域の社会体育施設の復旧	施設の本格復旧																							
	※警戒区域内の小高体育センター及び運動場4施設については、24年度前期に実施設計、後期から復旧工事に着工し、25年8月末までの完了を目指す。 なお、除染や上下水道のインフラ整備などの状況により、再開時期を検討する。																							
7. 災害廃棄物の処理																								
災害廃棄物等の仮置場への移動	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																							
									(その他の災害廃棄物等の仮置場への移動)															
中間処理・最終処分																								
	(中間処理・最終処分)								(木くず、コンクリートくずの再生利用は劣化等が生じない期間で需要を踏まえつつ、適切な期間を設定)															